

**令和3年度 FASA 研修プログラム（法務）開催のご案内**

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株による第6波の猛威は、ピークを迎えつつあるようにも思われますが、引き続き感染予防対策などへの配慮が必要になります。

コロナ禍ではありますが、事務所経営に影響のある法務関連研修としまして、最近の建築紛争事例に関するFASA研修プログラム(法務)を下記のように開催いたします。

研修プログラムは感染防止対策としまして、ZoomミーティングによるWEB開催とさせていただきますので参加申込はZoomミーティングを利用可能な方に限定させていただきます。

ご了承いただけますよう、どうぞよろしく願いいたします。皆様のご参加をお待ち申し上げます。

参加される方は参加者メールアドレスを下覧末に記載ください。Zoom参加URLをお送りします。

また、会員の紹介のある建築士事務所代表のご参加もお待ちしております。

この研修プログラムの受講が、皆様のより健全な事務所経営に資することを期待して、法務に関する研修を企画しました。つきましてはFASA会員が事務所経営者として、「研修プログラム(法務)」を通じて、健全な事務所経営に役立てて戴くため、ここに御案内いたします。

## 記

セミナー名	『最近の建築紛争事例』～事例を通じて裁判所判断の動向を知る～
講師	弁護士 辻岡 信也 先生 (FASA 法令相談員)
開催日時	令和4年3月25日(金) PM6:00～7:30
開催場所	Zoomミーティングによるweb開催 後日にセミナー参加用のアドレスをお送りします。
募集定員	100人 応募多数の場合、正会員を優先とさせていただきます。 <b>(正会員事務所の経営者およびFASA正会員の紹介を受けた建築士事務所代表者)</b>
申し込み要領	申し込みフォーム <a href="https://forms.gle/6eXg8eJZ4f6XuA388">https://forms.gle/6eXg8eJZ4f6XuA388</a> または下記に記入して経営者支援委員長 萩原までメールにて申し込みしてください。
申込締切日	3月22日(火)かつ先着順で定員となり次第締め切り。
	————— 申込書 送信先メールアドレス <a href="mailto:hagi.hsp+fasa220325@gmail.com">hagi.hsp+fasa220325@gmail.com</a> —————

正会員 事務所名 \_\_\_\_\_

(非会員の場合は 事務所名と紹介会員名)

参加者名 役職名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

参加者メールアドレス \_\_\_\_\_

## ◆ 検索結果

辻岡 信也 (つじおか しんや)

針原辻岡法律事務所

〒5300047  
住所 大阪市北区西天満2-10-2 幸田ビル10階1003号室  
地図(Google Maps)  
TEL 06-6364-9046 FAX 06-6364-9048  
登録年 2012年 修習期 65期

プロフィール 1973年生まれ  
出身地：大阪市  
出身校：京都大学

資格 一級建築士、一級土木施工管理技士、ネットワークスペシャリスト

職歴／公職履歴  
■ 東京都市大学大学院総合理工学研究科建築都市専攻 客員教授 (H28.4.1-現職)  
■ 豊中市中高層建築物等紛争あっせん委員 (H28.6.1-現職) ■ 和泉市大規模小売店舗立地審議会委員 (R3.2.15-現職) □ 大阪市マンション管理支援機構常任委員 (H27.6.1-R2.5.31)

紹介 必要

取扱分野 会社法一般 (株主総会・代表訴訟等会社経営一般)  
契約法・商取引  
特許法・実用新案法・意匠法・商標法・不正競争防止法  
著作権法・エンタテインメント法  
IT関連紛争  
行政一般  
環境・公害・薬害

重点取扱分野 不動産取引一般  
借地・借家  
建築紛争・欠陥住宅(消費者側, 業者側を問わず)  
マンション法に関する紛争

自由文 土木建築専門です。  
● 開発許可や建築確認など、行政手続が問題となる案件  
● 設計・施工・監理における瑕疵担保 (契約不適合) 責任対応など、技術的問題が中心の案件  
● 請負代金請求における契約解釈など、法律問題が中心の案件  
● 履行中のトラブル (追加変更指示が多くて工程表通り進まない等)、近隣対応などの事実上の対応が必要な案件  
といった土木建築事件のほか、建物老朽化を理由とする建物明渡やマンション管理に関する事件を多く取り扱っています。

## 分野別登録弁護士

## ■ 著作権について

本ホームページの会員情報(データベース)に関する著作権は、大阪弁護士会に帰属しております。複製、転載、公衆送信等一切の行為を行うことはできません。